

会 議 録

会議の名称		第2回つくば市不登校に関する児童生徒支援検討会議		
開催日時		令和4年5月26日 開会 15:45 閉会 16:40		
開催場所		本庁舎2階 203会議室		
事務局（担当課）		教育局学び推進課		
出席者	委員	森田充教育長、柳瀬敬委員、和泉なおこ委員、成島美穂委員		
	その他			
	事務局	<p>教育局</p> <p>局長 吉沼正美、次長 飯泉法男、次長 久保田靖彦</p> <p>学び推進課</p> <p>課長 岡田太郎、参事兼教育相談センター長 久松和則、 課長補佐 東泉学、指導主事 古屋雄一朗</p> <p>主任 淀純一郎、主任 巾崎一真</p>		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	6人
非公開の場合はその理由				
議題		不登校に関する児童生徒支援の検討		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1	令和2年度、令和3年度不登校児童生徒学習支援事業協働実施に関する検証について		
	2	今後の不登校に関する児童生徒支援のあり方の検討について		

<審議内容>

○教育長

ただいまから、第2回つくば市不登校に関する児童生徒支援検討会議を開催いたします。案件に入る前に、会議の進行及び運営に関し、事務局から説明がありますのでお願いします。

○事務局

学び推進課から会議進行運営に関しましてお願い事等ございます。まず1点目でございますけれども、委員の皆様をお願い申し上げます。本日の会議は、AIにより議事の文字起こしを自動で行うシステムを使用いたします。このため、大変お手数ではございますが、ご発言の際には、必ずマイクをご使用くださいますようお願いいたします。マイク下のスイッチを押していただきまして、マイク中央部のランプが青く点灯いたしましたら使用できますので、よろしくをお願いいたします。

2点目ですが、傍聴の皆様をお願い申し上げます。本会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会の公開に関する条例及び施行規則に基づき、公開することといたしまして、傍聴人には傍聴いただいております。傍聴に際しましては、お配りいたしました傍聴人の遵守事項をお守りいただきますようお願いいたします。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○教育長

本日の会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例及び施行規則に基づき、原則公開することとしますので、委員の皆様におかれましては、ご了承くださいますようお願いしたいと思います。

それでは、案件1「令和2年度、令和3年度不登校児童生徒学習支援事業の協働実施に関する検証」について、学び推進課から説明をお願いします。

1 令和2年度、令和3年度不登校児童生徒学習支援事業協働実施に関する検証について

○事務局

「令和2年度、令和3年度不登校児童生徒学習支援事業協働実施に関する検証」について説明いたします。

資料1をご覧ください。検証の目的は、協定書と仕様書に定められた項目について、それを果たすことができたどうかを確認することを目的としています。期間については、7月上旬までにはめどをつけたいと考えています。検証方法は、アンケート調査、自由記述等によって意見を聴取し、自己評価を行っていきたいと考えています。評価内容ですが、各実施主体の役割に関してそれぞれ評価を行っていきたいと考えています。

具体的な評価項目等を簡単に説明いたします。まず、事業主体、乙の方ですが、リヴォルヴ学校教育研究所による自己評価項目として、先ほど申し上げましたように、協定書、仕様書に記載された項目についての評価、課題、意見等についていただくこととなります。

1番に書かれている協定書関連の項目についてですが、一つは、目的について、そして実施場所について、この部分の評価、課題、意見等をいただくことを考えております。

二つ目は仕様書関連です。そちらについては、資料で太字になっていて、この番号は仕様書番号となっています。項目は、事業期間、対象者、定員、居場所の提供、運営、職員体制、地域の人材やボランティアの活用、事業の周知、入所の申込み、面接、学習支援、教育相談、在籍校との連携、研修の実施、通所の中止、事業評価及び知見の提供、最後に書類関係ということで、これらの項目について自己評価をいただきたいと思っております。と同時に、自由記述で意見等をいただけたらと考えています。

こちらがリヴォルヴ学校研究所による自己評価項目になりますが、それと

同様に、仕様書に記載された項目についてつくば市の自己評価も行います。そちらにも書かれていますように甲の役割、事業の周知、そして、連絡会議の実施について評価をし、その他、自由記述で今までの取組に対する自分たちの課題を記載していけたらと考えています。

評価の最後、利用者の在籍校への聴取ということで、それぞれ在籍校、市内の小中学校への聴取については、乙の役割それから、事業の周知、自由記述。事業所についての意見ではなくて、連携に関することについて記述をしてもらうということで考えています。

ざっと項目だけ申し上げてしまいましたが、以上のような形で、協働実施に関する検証を行っていきたいと考えています。

○教育長

このような項目についてそれぞれ説明、設問を今後考えていきますが、この検証について、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

○委員

2つあります。1点目は期間で、7月上旬とはどこまでを含んでいるのか。検証を仕上げるところまで言っているのか、曖昧だったのでお聞きしたいことと、もう1点は、前回もお尋ねしましたが、検証主体についての検討がどのように進んでいるか気になっています。まだメンバーが確定していなければそれでも全然構いませんし、どういうところに打診すると考えていらっしゃるかをお聞きしたいです。

○事務局

それぞれ自己評価をいただき、各学校に聴取をして、アンケートを集めて、7月上旬までにまとめていきたいと考えています。まとめが終わった段階でご提示できればと考えています。

専門員は現在どういった方に声をかけたらいいか、教育局で考えているところです。まだ具体的にこの先生にお願いしたいとか、この方がというところ

ろまでは調整ができていないため、ここでご案内することはできませんが、近いうちにはご提示できるかと考えています。

○教育長

この前ご指摘いただいたように、外部の方にもお願いするような形でということです。

○委員

概ねこの枠組みで良いと思います。ただ最初のところの、項目を果たすことができたかどうか、小項目の目的が達成されたか、ということですかね。項目を果たすことってというのがよく分からないです。

それから、在籍校の連携というのは何でしょうか。学び推進課、教育相談センター及び在籍校と乙との連携がどうだったかということですか。

○事務局

1つ目の果たすことができたかどうかですけども、果たすというよりは、この項目について評価をいただきたいと考えています。

それから、連携、在籍校の聴取のところの乙の役割ですが、一つは、在籍校と乙の連携、それから、在籍校と相談センターの連携、在籍校と学び推進課の連携ということで考えて記載しました。

○委員

そうしますと「通所生の通所日数状況等を毎月、在籍校へ報告し、通所生の状況を共有すること」とありますが、在籍校からすると、児童生徒の状況を確認していたかどうかという立場になると思います。「学習計画を立案する際に、在籍校との意見交換を行う」と書いてあるので、それが在籍校の方から情報の提供ができていたかどうか。連携して支援に当たること、その結果についても先ほどの共有できたかどうか、大事になると思います。

在籍しているというのは、ただ籍を置いているというわけではなくて、今学校に来てないけどどうしているのかな、というクラスの子供たちへの働き

かけをどうしたか、ということも非常に重要だと思います。学校に行かない、来ていないのだから、いないものとして無視してしまったのか、それとも、学校に来なかった子たちに、どういう気持ちを持ったらいいのだろうかとか。

不登校の子供はおそらく2クラスに1人はいて、一般論として、学校に来ない子たちに、子供たちがどう向き合うかというのは重要な問題だと思います。在籍校の聞き取りは、どんな働きかけをしたのかが非常に重要で、昔だったら、迎えに行くとか、宿題を持っていくとか、色々な働きかけをしたと思いますが、今その辺はすごく慎重に、圧力をかけないような形でやっていると思いますけど、あまりデリケートな問題として扱いつぎて、もうそのことに触れないと、フリースクールに行けなくて在宅している子たちの関係性が重要だと思うので、そこをぜひ入れて欲しいです。

○事務局

委員さんおっしゃるように、どのような関わりがあったかということは我々も知っておきたいですし、学校もそういった形を振り返って、今後につなげたいというところは、同じ気持ちだと思います。そのあたりも、この在籍校の聞き取りの中で、どういった取組をしていたか、どういった関わりをしていたかということについては、聞き取ってまとめたいと考えています。

○委員

子供たちにどう説明しているのか、ということも非常に重要だし、先生たちの間で、或いは校長とか管理職との間で、不登校の子供たちをどのように見るかというお互いの共通理解が進んでいるかどうか。昔とは違いますよというスタンスが必要だと思うので、その辺もお願いします。子供たちに対して、それから先生同士で共有ができていくかどうか。

○教育長

検討して進めていきたいと思います。

○委員

在籍校の先生というのは、どういう先生を含んでいるのかが気になりました。

○事務局

担任の先生でもありますし、生徒指導主事の教員が担当になっている場合もあるので、そういった先生に状況を聞くことも必要であると思います。担任だけでは分からないこともあるので、状況に応じて色々な聞き取りができればと考えております。

○教育長

協働事業の実証としてその子に聞くことと、不登校児童生徒支援全体に関して聞くこと、これは区別して考えないといけないと思いますが、委員から言われたことは両方に関わると思いますので、整理したいと思います。

○委員

目的で、協定書及び同仕様書に定められた項目が果たせられているかの確認が検証であるということだと思いましたが、協定書や仕様書が最初にあったと思うのですが、私ちょっと無知でして、ここに書いてある項目が最初から決まっていたということで良いのでしょうか。

○事務局

協定書と仕様書があって、この事業を進めたので、その項目に基づいて今回こういった評価項目を作りました。もし以前もらっていないということであれば、後で改めてメール等でご連絡してもよろしいですか。

○委員

令和2年度最初にこの協働事業を始めますというときに、こういった方針で進めますというものがあったということですね。あと、前に委員が言っていました、果たして自己評価で良いのかということに関してはどうお考えですか。自己評価アンケートを全面的に信用して検証を行うことになると思

いますが、第三者からの評価みたいなものはありますか。

○事務局

今回、自己評価という形でこの項目にご回答いただき、色々な視点をいただいた上で全体的な評価ができれば良いと考えておりますので、単にこの自己評価をもらって終わりとは考えていません。

○委員

期間が短いので具体的に方針を決めた方が良いと思います。

○委員

先ほどの話に戻りますが、在籍校の聞き取りに管理職の先生も入れて欲しいです。学校としての取組だと思うので、ぜひ入れて欲しいと思います。

○事務局

私の言葉足らずで申し訳なかったですが、もちろん不登校児童生徒支援は個人個人の担任の教員がやるわけではなく、学校全体で対応していくことです。当然、教頭先生の見立て、校長先生の見立てなど色々あると思いますので、管理職の先生からも聞き取りは行っていきたいと考えております。

○委員

前回のむすびつくばのアンケートと、利用者本人へのアンケートもありましたよね。新しい友達はできましたか、みたいな項目ありましたか。

○事務局

なかったと思います。

○委員

心理的な居場所づくりというところで、個別の学習支援が中心ではなくてその場所が大事なのだ、ということを申し上げたと思います。その1つのポイントとして、学校での友達じゃなくて、むすびで新しい友達ができましたか、という問いかけが必要ではないかと思います。もし入れられるようなら、入れて欲しいです。

○事務局

他の子と一緒に学べるというところで、そういう選択項目を作ってはいましたが、新しい友達ができましたかという、具体的な評価項目は作っていなかったなので、前向きに検討して入れたいと思います。

○委員

つくば市と協働事業者と利用者在籍校の3者という書かれ方をしていると、実際に通われた方の声が反映されるか分からないのですが、さっきの利用者アンケートもこれに反映されますか。

○事務局

反映します。

○教育長

検証のところは大丈夫ですか。はい。もしこの後も気がついたことありましたら、随時メール等でお知らせいただければと思います。

○事務局

協働事業の検証に関して、つくば市、NPO法人リヴォルヴ学校教育研究所、利用者在籍校の自己評価のための設問については、今後メール等で委員さんの方にはご提示したいと思います。その中で内容の調整を行っていきたいと考えています。自己評価の確認作業は、次の第3回の会議を待たずに、設問の調整ができ次第、始めたいと思います。先ほど7月上旬という話をいたしました。時間の関係もありますので、調整ができ次第始めたいと思いますので、その点ご了承いただけたらと思います。

○教育長

そのように進めさせていただきます。ただいまいただいたご意見をもとに、設問を十分に検討したいと思いますので、よろしく申し上げます。それでは次の案件に進めていきたいと思います。案件2は、今後の不登校に関する児童生徒支援のあり方の検討について学び推進課、説明をお願いします。

2 今後の不登校に関する児童生徒支援のあり方の検討について

○事務局

資料2をご覧ください。あり方全体については、相談体制の充実、フリースクールの活用、場合によっては家庭訪問という話は前回もさせていただきました。その中で、フリースクールの利用に関する経済的支援について。

○委員

すいません。その前にちょっとよろしいですか。もちろんここへは早く行きたいところですが、前回も保護者とか、利用者とか、民間の意見をできるだけ聞いて、そういう視野を持って、具体的なところへ落とし込んでいかないと、血が通わない制度になってはいけないと申し上げたと思います。

民間との意見交換会とかされましたよね。民間団体とか、不登校の子を持つ親とか、そういう方との意見交換や情報収集をすでに始めていますよね。その報告いただけますか。まとまってなくても結構ですが、それ知った上で、このフリースクールの方へ行きたいです。

○事務局

市内の民間フリースクールには、先週あたりから、我々の方で施設等の見学をさせていただいています。

○委員

おそらくまだまとめている途中で全部ではないと思うし、聞き取りはまだ不十分だと思います。ただ、聞いているところで重要だと思う観点を少し教えて欲しいです。もちろん経済的支援が大事だということも出てきたので、支援の話に行くと思いますが、前提が抜けるとまずいので、その辺もまとまっていなくても感触を聞かせてください。

○事務局

つくば市内の子供たちが通っている民間フリースクールの場所の確認、どのような活動をしているのか、それぞれの課題などを聞いてきています。初

めて顔を合わせるというところもあり、深いところまでは聞いていなくて、今後、連携するのに何が必要かという最低限のところを確認させていただいております。フリースクールは今現在、つくば市外のところも含めて7か所に行っております。

○事務局

あと、不登校ネットワークの方に参加させていただいた職員がいますのでその状況を説明させていただきます。

○事務局

昨年度と今年度と、不登校多様な学びネットワークが主催される民間のフリースクールの方の集まりに2年連続で参加させていただいております、そちらからご意見、ご要望等のお話をいただいております。訪問等も含めまして、最終的にまとめたものをお伝えしようかと思っております。

○委員

何人ぐらい出席したのか、どういう意見が出されたのか等まとめたものを見せていただけますか。やはり実態調査がすごく大事だと痛感してまして、そこありきじゃないと次に進めないような気もするので。

○事務局

目的としては、まずは顔を合わせて、連携をしたいという意思を伝えてくる場所だったので、話を聞くという視点で全てのフリースクールに聞いてきていない部分もあるので、まず一度全部行かせていただき、そのあと、全部に同じように聞いてきた方がよいと思います。集約した後にまとめたものを提出させていただこうと考えてはいましたが、そうなるともう少し時間がかかると思います。

○事務局

意見交換会では、つくば市の児童生徒でどういった方がそこに通われていて、どういった思いをお持ちなのか、また、お困りのこと等についてお話を

していただきました。団体の中で10名前後参加者がいらっしやったと記憶しています。

○委員

全体のあり方検討については継続してやっていくので、優先順位があるので、今できること、中長期的に考えなきゃいけないこと、意識が変われば十分変わるかもしれないこと、校内フリースクールのことなど色々あると思います。みんな関わってくることなので、今そういう大きなあり方のだいたいの地図を作りながら、フリースクールをどうやって支援するか、経済的な面でどう支援するか、この資料に移るということで今日は良いかと思います。

○教育長

前回委員からも、公的な施設との不公平感がどうしてもありますということがあったので、今回色々な補助の仕方の代表的な例を皆さんに理解いただきたいというこの資料です。

○事務局

あくまでもこれは、こういった例がありますということで、事例の共有としてご提案いたしました。経済的支援の先行事例紹介の一つ目としては、運営者に対する補助の形をとっている支援、札幌市の例を提示させていただきました。概要にありますように、施設の設置者に対して補助をするということで、教材とか、体験学習等にかかる経費の一部への助成となります。

基本的に対象者は、不登校児童生徒に対する相談指導を主たる目的としている事業者で、2年以上の活動実績があるという点や、複数の児童生徒を受け入れているという点が特徴的であると感じました。補助金額やメニューについては、例えば、職員の確保の person 費、教材教具の整備費、施設の借上料等の項目に分かれており、最終的には1団体当たり、児童生徒8名以下の事業所であれば1年間で160万円、児童生徒33名以上の事業所は1年間で320万円まで補助するということでした。

2番目は、利用者に対する経済的補助ですが、滋賀県の草津市の状況を提示させていただきました。対象を見ていただくと、30日以上在籍校に登校していない児童と数字が明確にされていたこと、週1回以上通所するといった数字を明記していたところが、特徴であると感じました。

個人への補助となりますが、補助金額の限度額は1人当たり4万円。ただ、対象者によって補助率に違いがあり、例えば、生活保護受給者であれば、10分の10ですので100%、要するに上限4万円。就学援助受給者であれば、75%、生活保護又は就学援助受給者以外であれば、50%、1人当たり2万円になると記載されていました。

草津市として認定した施設の利用者に対し、補助していました。施設の認定基準ですが、例えば、生活習慣の改善指導や学習支援に関する取組をしていること、学校の授業時間内、時間割でいうと1時間目から6時間目になると思いますが、その時間内に場を提供していることなどがあります。他の市町村も同じだと思いますが、社会的自立に向けた相談業務を提供できることも施設の認定条件に入っていたのが、印象的でした。

続いて3番、茨城県で昨年度の途中から始まったフリースクールの補助事業です。茨城県については、運営者に対する補助と、利用者に対する補助の両方があることが他の市町村とは違いました。運営者の基準はカタカナで書かれたアからシまであって、これをすべて満たす場合ということで、条件はたくさんありました。

利用者補助は住民税の非課税世帯であることが条件である、ということで大分限られてしまうと感じました。茨城についてはこちら、令和3年度の途中から始まった事業ですので、令和4年度についてはまだ更新されてはいないのですが、聞くところによると、これをもう少し変えた形で検討していくと聞いていますので、もしかしたら今年度はもう少し違った補助の形が出てくるかもしれません。

補助金額については、事業者運営者は1年間の上限が100万円、利用者への補助の限度額はひと月あたり1万5,000円です。

最後、フリースクール以外も含めた補助として大阪市の塾代助成事業を参考に掲載しました。概要にもありますが、学習塾等の学校外教育サービスの利用で、不登校のフリースクールだけに限りません。ですから、予算金額も他のところに比べて、桁が全然違うというのがおわかりになると思います。

対象の事業者は、集団または個別に補習、進学指導等の学習指導を行うプログラムや、文化活動、スポーツ活動、お稽古、こういったところも対象であることが分かりました。

補助対象者については所得要件があり、具体的には分かりませんが、非課税世帯以外の方々にも補助をしているようです。利用限度額は月当たり1万円となっております。

以上4パターンに分けて、様々な補助が全国にあり、先行事例ということで資料を用意いたしました。今日ここで、これが良いとかあれが良いとかということではありませんが、我々が調べた中でこの4パターンが代表的なところかと思しますので、こちらを参考にして、忌憚のないご意見をいただけたらと思います。

○教育長

今後つくば市としてどういう支援をしていくかを最終的には決めなければいけないと思いますが、支援の方法や要件、支援内容を決めていきたいと思えます。

○委員

全体を調べて欲しいのですが、茨城県が直接補助と間接補助の両方をやっているわけで、札幌市の場合、北海道は同じように補助はあるのでしょうか。草津市の場合には滋賀県が、やっぱり茨城県のような補助を持っているのでしょうか。

○事務局

県と市のダブルがあるかってことですね。そこまで調べきれていないので、次回までには、北海道にしても、滋賀にしても、確認したいと思います。

○委員

そこがこの資料で気になるところで、つくば市がやる場合に、県が先行してやっている。結論から申し上げますと、実際にこのレベルまで支援が必要だろうという、線引きが必要だと思います。そうした場合に、茨城県がやっているものは不十分であり、県もここまでやって欲しいというレベルをつくば市が提示する。それだったらダブルがあり得ると思います。

今後、茨城県が補助を拡大していったときには、つくば市はその分削減すればいいと思います。つくば市が先行してこのレベルまではやるべきだということがあると、逆に県としては、そのレベルに持っていこうという意識が働くと思うので。そういう関係ができるかすると、札幌、北海道と滋賀がどういう関係になっているかは、確認しておきたいです。

○教育長

茨城県の場合は、つくば市がもしやったら、茨城県はやらないという考え方でしたかね。

○事務局

はい。茨城の場合には、両方ともダブルすることができないということだったと思います。県の要綱に書いてあったと思います。

○委員

県がそう決めて、要綱に書いてあるのですか。それはすぐに協議に入らないと駄目ですね。というのは、県がそんなこと言う権限があるのかという話ですね。つくば市が独自にやるのだったら県は補助しません、と除外することができるかどうか。これはちょっと行政の専門の方に確認しておかないと、前提が崩れちゃいますもんね。市と限らず、他の助成を受けている団体

について県は助成しないと、そういう書き方だったのではないですか。そうしますと、県の助成が不十分である場合はどうするのか、ということをお聞きなさいいけないですよ。

普通、民間のNPOなんかは、色々な助成を組み合わせ、何とか満たそうとします。どこか一つ受けたら他は受けられません、ということはありません。それは無理です。逆にそれは、市の教育行政に県が公の支配をしようとしているわけですから、かなり問題になると思いますね。研究しましょう。

○事務局

法律の部分に関わってくると思うので、相談しながら、勉強したいと思います。

○教育長

これだと県の支援が中途半端だった場合に、誰がどのように支援すれば良いのかという話になってしまいますね。

○委員

県は非課税世帯にしか補助しないということも非常に不公平というか、草津のように段階的にやった方が、公平性があると思います。その部分をもしつづけば市がやるとなった場合は、これは補完性がありますね。

すごく難しいですね。県が認定している施設について補助を出していますが、そうじゃない項目をつくば市が補助した場合は、認定要件が違うのでダブらないでしょとできるかもしれないとか、今すぐに色々考えられないけど、難しいね。

○教育長

実際に茨城県の助成を受けているのは、何件でしたか。

○事務局

正式なもの確認できていませんが、私は去年の途中で聞いた数字は、5事業所と聞きました。公開されている数字を見ているわけではないので分か

りませんが、個人の方も1名は補助を受けたと聞きましたが、それ以降増えているかどうかは確認できていません。

○教育長

うちが考えるのと同時に、県とすり合わせしなくちゃいけないという、そこは結構大きなことがあると思います。ただ県も今、制度の見直しをしているという中に、そういうことも入っているのかどうか確認していく必要があると思っています。

○委員

実質的に、そういう補助があまり有効でないとしたら、県は県でどうぞと。県から受けているところが、つくば市から受けるか受けないかは微妙かもしれないけど、今の段階ではつくば市が独自にやっても被らないようなケースが多いのではないかと思います。補助額からしても県は少ないですね。

○教育長

多分、この県の助成ではやりきれない部分が多いと思います。ですから、県はこれぐらいだったらもらわないで、つくばでお願いしますという話になるのかなと思うんですけどね。

○委員

この辺ちょっと教育長と県との繋がりで、意見交換というか、情報をいただければありがたいと思います。

○教育長

この前も連絡して、できるだけ情報くださいと話しています。その他こんなこと留意して欲しいとかありましたらお願いします。

○委員

先行している市等で、実際問題が起きたとかそういった事例みたいなものは挙がってはいないのでしょうか。

○事務局

我々電話等での聞き取りを行っていないので、本来は電話で聞き取ったり、直接行って伺ったりすることが必要なのですが、そこまで時間がなかったもので、とりあえずホームページ等を抜粋し、制度設計の代表的なところを記載させていただきましたので、これに対する課題や検証内容が載っている部分を見つけられませんでした。そのため、今回については、そういった部分についてはご案内ができませんでした。

○教育長

利用状況とか、課題とか、そういうことはちょっと聞いたほうがいいですかね。これからやってみましょう。

○委員

私が非常に考えているのは、支援対象者を運営者にするのか、利用者にするのかというところで、何から先に決めないといけないのか、考えれば考えるほど分からなくて、時間をかけて議論する必要があると思っています。

○教育長

その辺を決めるには、施設の方とか利用者の声も聞いていかないと駄目なだと思います。ただ、施設の方に聞くと、施設に頂戴と言う気もします。

○委員

教育バウチャー云々と言った時には、やはり憲法89条の公の支配を相当気にして、直接補助ではなくて、間接補助にしました。でも、子供たちの側からすると、逆ですよ。教育バウチャーの方が直接補助で、フリースクールの方が間接補助で、立場が逆になるわけですね。

なので、私はまだ、フリースクールの施設への直接補助は慎重に考えています。人件費を補助すると言っても、人件費を全部賄えませんし、場所に補助するのも、認定の基準と内容について行政がコントロールするためにインセンティブを働かせるのは難しいと思います。例えば施設に補助しますと言ったら、施設を持たなきゃ駄目だと思うじゃないですか。人件費と言っても

それで全部賄うわけじゃないから、授業料みたいなもので賄わなきゃいけないとすると、両方セットじゃないと駄目ですよ。

民間でやると、そこに認定のハードルをあまり設けない方が良いような気がします。北海道は利用者が2人からでしたっけ。大胆でしたね。ここまで思い切ってやれるかという、つくば市で2人以上からでは踏み切れないような気がします。普通の家で、2人3人集まって学習塾開いていますという感じのところ、日中やっていけばフリースクールですと言えるわけですよ。そういう要件を作っていくのは、かなり大変。だから利用料を補助した方が、フリースクールの方も自由が利く気がしますね。あと、フリースクールはつぶれたりもするじゃないですか。

○事務局

我々フリースクールを回っていますが、我々が知らないような事業者もあって、色々な事業形態や運営形態があつて、そこをまず調べて整理しないと、線を引いても何も決められないと思います。ですので、まずそちらの調査、聞き取り、見学をさせていただいて、全体を整理できるような形でもう1回、改めて委員さんにご相談という形をさせていただきたいと思います。

○委員

そうすると結局、学校長の方で出席として認めるとなると、学校長もかなり責任があるから、ちゃんと学習して、それが単なる学習支援だけではなくて、仲間ができているみたいなのところも見ないと駄目だと思います。出席として認めるというのは、学校長としてはかなり大きいですよ。

○教育長

校長も実際をよく知らない判断できない、ということになりますね。

大分時間が過ぎていきますので、今色々ご指摘やご助言をいただいたことを整理して、やることはまず、アンケートの実際の設問についてメールでやりとりをしながら早急に仕上げる、というのが一つ。それから、実際に今やっ

ているところの現状や課題を調べてまとめてみる。つくばにおける不登校の方の声とか、施設の方の困り感とか、どういう支援が必要かとか、そういうことを聞く。

これも2週間しかないとなかなか難しいかもしれないけど、できるところまでやってみたいと思います。

○委員

実態の把握、私から一つ提案です。子供自身の声を聞く必要があるのではないかとすごく感じています。任意で、話したいという子供ですけれど。どうしても私たちが大人の論理で考えてしまっていないか、私もすごく自戒してしまして。千差万別ですよ。そういう意味でも、学校に行かないのか、行けないのか、行きたくないのかと、そこも違うし、そういう意味で子供自身の話でも話したいという子がいれば、聞く機会を設けても良いかと感じています。フリースクールを利用している利用していないではなくて、今学校に行っていない児童生徒で。フリースクールに行っていないと支援を受けられない状況は、絶対避けなければいけないと思うので、その辺も知りたいと思っています。

○教育長

そこはこの前も話したように、できるだけ全員の声を聞くようなアンケート等の調査活動をしようと思っています。アンケートをウェブでやるか紙でやるかというところで検討している状況です。不登校ぎみの子だけでなく、実際に学校に通っている子の声も聞こうかということも考えています。

○委員

まさにその通りだと思っていて、行き渋りの子供たちもどういうことを感じて生活しているのかということ把握する必要があると思っています。

○教育長

俗に言う隠れ不登校という部分を、子供の本音みたいなものを、調査する

必要があるのだろうと。それをなくすことが、必要以上に不登校を生じさせない一つの策になると思っています。そういうことを考えながら、調査をやっていきたいと思います。事務局に返します。

○事務局

本日も議論ありがとうございます。次回の会議は6月15日水曜日、時間は9時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

むすびつくばと、ここにこ広場で、運営協議会のような組織をどうするか知りたいと思っています。どのように検討されているか。というのは私が今までむすびつくばの協議会のオブザーバーとして参加していたので、何かしらそういう組織は必要だと思います。それぞれで、と私は考えているのですがそのあたり、どうお考えですか。

○事務局

今月の31日午後から、つくば市と教育相談センター、むすびつくば、ここにこ広場の4者で連絡会議を実施することになっています。そこで頻度や内容を検討しながら、どのように連携していくかも踏まえて、相談していく予定です。